

## 瓦屋根の耐風診断・改修費用を補助します



建築基準法の基準を満たしていない瓦屋根の耐風診断と耐風改修を一体的に補助します。改正前の基準により施工された瓦屋根は、強風により脱落や飛散する可能性があります。耐風診断と耐風改修を行い、自然災害に備えましょう。

### 対象者

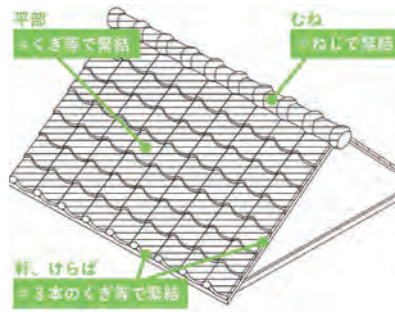
令和3年12月31日以前に建築された瓦屋根の住宅の所有者または居住者

※長屋、共同住宅、併用住宅(床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る)を含みます。

※所有者以外の申請の場合、所有者の承諾が必要です。

### 建築基準法改正後

全ての瓦(けらば、むね、平部)が緊結対象



対象だったら…  
まずは**診断を依頼**しましょう

改修工事が必要だと診断を受けたら…  
**改修工事**をしましょう

瓦屋根の緊結方法が建築基準法の告示基準を満たしているか、専門家(瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技師、かわらぶき技能士など)に依頼しましょう。診断費用を以下のとおり補助します。

### 補助額

耐風診断費用と1棟あたり3万1,500円を比較し、いずれか低い方の3分の2

**上限 2万1,000円** ※1,000円未満切り捨て

耐風診断の結果、改正基準に適合しない瓦屋根であることが判明した場合、基準を満たす屋根へ改修しましょう。工事費用を以下のとおり補助します。

### 補助額

耐風改修工事費用と屋根面積×2万4,000円(上限240万円)を比較し、いずれか低い方の23%

**上限 55万2,000円** ※1,000円未満切り捨て



台風に備える 問 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

# 守る×活かす 住まいの補助制度



災害から家を守るための対策や、空き家の改修・活用を支援する補助制度があります。安心して暮らし続けられる住まいづくりと、地域資源の有効活用のために、ぜひ活用ください。



## 空き家を活かす

問 市長公室営業戦略係  
(☎35-0924)

### 改修費を補助します



移住者や子育て世帯の定住促進を目的に、市の空き家バンク登録物件の改修費用を補助します。

### 対象物件

- 市の空き家バンク(右記)に登録されている物件
- 概ね1年以上使用されていない物件



### 対象者

空き家バンク登録物件を購入、または賃借し、居住するために改修する人

### 補助額

移住者 対象経費の2分の1以内 **上限50万円**

子育て世帯 対象経費の2分の1以内 **最大100万円**



## 空き家をしまう

問 都市計画課住宅建築係  
(☎35-0957)

### 解体費を補助します



外観上、居住や使用がないと分かる建物は、不法投棄や空き巣を誘発する恐れがあります。利活用の予定がない空き家は解体し、放置しないようにしましょう。

### 対象物件

- ①、②は必須、③、④はいずれかに該当
- ①補助申請時に使用や居住していないこと
- ②木造の戸建て住宅、または併用住宅であること  
※居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であること
- ③特定空家等相当の不良住宅であるもの
- ④旧耐震基準の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

### 対象者

補助対象となる空き家の所有者、または法定相続人

### 補助額

③解体工事費用の23%以内 **最大30万円**

④解体工事費用の5分の4以内 **最大30万円**

※物置や離れの解体費用、残置物処分費やアスベスト調査費などの附帯事業は対象外です。

※敷地内全ての建築物を解体・更地にすることが条件です。

